

第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の概要

平成 29 年 3 月
自然環境課

1 計画策定の目的及び背景

近年、カワウの生息数が増加し、漁業被害等がさらに深刻化するおそれがあることから、早急にカワウの適切な管理を推進することが求められている。このため、科学的知見に基づいた被害管理・個体数管理・生息地管理のための各種対策を総合的かつ計画的に講じ、カワウによる各種被害の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的とした第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

カワウ

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（第 12 次鳥獣保護管理事業計画期間と同期間）

4 管理が行われるべき区域

広島県全域とする。

5 現状

- ① 県内のねぐら・コロニー（消滅したものを含む）は 49 箇所存在し、そのうち現在利用されている箇所は 37 箇所である。個体数が増加する冬期の生息数は増加傾向（平成 28 年 12 月は 4,411 羽）である。
- ② 漁業者及び関係市町からは、カワウによる水産被害が報告されている。
- ③ 有害捕獲・狩猟による捕獲状況は、平成 27 年度は 797 羽である。
- ④ 被害防除対策として、カワウによる被害地における追い払い、テグス張り等の飛来防止対策、銃器による有害捕獲等を実施している。

6 管理の目標及び方針

カワウによる内水面及び海面における深刻な漁業被害の軽減を図るため、被害を与えるカワウの個体数を減少させるとともに、被害額を半減させることを目標とする。方針としては、河川流域や地域特性等を基に設定した 4 つの管理ユニットごとに目標を設定し、施策を推進する。

7 被害管理に関する事項

被害を軽減するための対策として最も重要であり、その対策として、追い払いやテグス張り、放流方法の工夫、銃器捕獲を行う。

8 個体群管理に関する事項

- ① 個体群管理の考え方
被害管理及び生息地管理に基づく各種施策の効果の向上・効率化を図り、カワウの個体群を安定的に維持できる範囲において、漁業被害の軽減のために実施する。
- ② 個体群管理の実施手法
ねぐら・コロニーの規模に応じて対策（銃器捕獲、繁殖抑制）を実施する。ねぐら・コロニーにおける対策は、周辺地域に影響を与える可能性が高いことから、対策の実施前後に生息状況調査を行う。

9 生息地管理に関する事項

カワウや魚類等にとって適切な生息環境を維持することによる被害軽減のための総合的管理として位置付けられる。魚類の避難場所の設置や魚類の生息環境の整備、植生の維持管理等を適切に行っていく必要がある。

10 その他管理のために必要な事項

- ① 現状の把握と各種対策の効果検証のため、生息状況調査を実施する。
- ② 被害状況を把握するため、胃内容物調査等の実施するとともに、被害発生地域での飛来数調査を行う。
- ③ 捕獲情報の収集と分析を行い、計画に反映させる。
- ④ 県カワウ対策協議会に科学部会を設置し、生息状況や被害状況の科学的評価からカワウの適正な管理に努める。